

# 鉄軌道駅の段差解消に向けた対応状況について

(臨時報告書)

未整備駅名	紙屋町西停留場
未整備駅の 所在都道府県及び市区町村	都道府県：広島県 市区町村：広島市
路線名	本線
1日の平均利用者数 (平成20年度末現在)	18,142人
鉄道事業者又は軌道経営者	広島電鉄株式会社
関係自治体	広島市(中区)

## バリアフリー化に関する現状

スロープ設置済みだが、スロープの有効幅員が1.2m未満となっており、手すり、立ち上がり部が設置されていない。

バリアフリー法第6条では、施設設置管理者等の責務として、「施設設置管理者その他の高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用する施設を設置し、又は管理する者は、移動等円滑化のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない」と規定されておりますが、この責務を踏まえ、鉄道事業者(軌道経営者)におかれましては、以下の質問にご回答下さい。(必須)

質問1 未整備駅について、平成22年(注)までにエレベーター又はスロープによる「段差の解消」を行うための計画の有無につきましてご回答下さい。(該当するものを で囲んで下さい。)

(1) 有 (2)  無

以下の質問2は、質問1で(1)と答えた鉄道事業者(軌道経営者)におきまして、ご回答下さい。

質問2 エレベーター又はスロープによる「段差の解消」を実現する予定の時期をご回答下さい。

・ 時期：平成 年 月予定

(未定である場合はその理由を詳細にご回答ください。また、留意事項がある場合はご記入下さい。)

以下の質問3から質問4までは、質問1で(2)とご回答した鉄道事業者(軌道経営者)におきまして、ご回答下さい。

質問3 未整備駅について、平成22年(注)までにエレベーター又はスロープによる「段差の解消」を行うための計画をないとした理由及び課題についてご回答下さい。

スロープの有効幅員が1.2m未満となっており、停留場を拡幅する事で対応は可能だが、平成12年度に実施した紙屋町地下街開発工事で幅広の横断歩道が設置され、停留場のプラットフォーム付近までが歩行導線となっている。また、現在の車線が紙屋町地下街開発工事の最終形となっているため、停留場の拡幅及び車線構成の変更・調整が難しい状況となっている。

質問4 平成23年(注)以降にバリアフリー化を行う場合、エレベーター又はスロープによる「段差の解消」を実現する時期及び実現までのプロセスをご回答下さい。

・ 時期：平成 年 月予定

・ 実現までのプロセス(スケジュール表等の添付も可)

(未定である場合はその理由を詳細にご回答下さい。)

平成12年度に実施した紙屋町地下街開発工事で横断歩道及び車線構成の変更・調整等が難しい状況となっているため、今後、停留場周辺の道路改良工事等の計画が出た段階で、道路管理者と協議を行う予定です。

(注)様式中、「平成22年、平成23年」となっているが、鉄軌道事業者の事業計画期間を勘案し、「年度」と読み替える。

[様式]

(調査)

バリアフリー法第5条では、地方公共団体の責務として、「地方公共団体は、国の施策に準じて、移動等円滑化を促進するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない」と規定されておりますが、これら責務を踏まえ、所在都道府県及び市区町村におかれましては、以下の質問にご回答下さい。(任意)

## 都道府県(未整備駅の所在都道府県の記載事項)

質問 未整備駅について、鉄道事業者(軌道経営者)が実施するエレベーター又はスロープによる「段差の解消」の実現のための措置を講ずる意思の有無につきましてご回答下さい。(該当するものを で囲んで下さい。)

(1) 有 (2) 無

質問 質問 で(1)と答えた都道府県におきまして、未整備駅におけるエレベーター又はスロープによる「段差の解消」を実現するための措置の具体的な内容をご回答下さい。

質問 質問 で(2)と答えた都道府県におきまして、未整備駅におけるエレベーター又はスロープによる「段差の解消」を実現するための措置を講ずる意思がない理由の具体的な内容をご回答下さい。

## 市区町村(未整備駅の所在市区町村の記載事項)

質問 未整備駅について、基本構想の有無につきましてご回答下さい。(該当するものを で囲んで下さい。)

(1) 有 (2)  無

質問 未整備駅について、鉄道事業者(軌道経営者)が実施するエレベーター又はスロープによる「段差の解消」の実現のための措置を講ずる意思の有無につきましてご回答下さい。(該当するものを で囲んで下さい。)

(1) 有 (2)  無

質問 質問 で(1)と答えた市区町村におきまして、未整備駅におけるエレベーター又はスロープによる「段差の解消」を実現するための措置の具体的な内容をご回答下さい。

質問 質問 で(2)と答えた市区町村におきまして、未整備駅におけるエレベーター又はスロープによる「段差の解消」を実現するための措置を講ずる意思がない理由を具体的にご回答下さい。

本市では、1日当たりの利用者が5千人以上で、改札口からホームまでの経路上に5m以上の高低差がある駅を中心とした地区について、バリアフリー基本構想を作成し、駅施設のバリアフリー化設備整備事業に要する経費の一部を国と協調して鉄道事業者に補助しているが、当該駅については、高低差が5m未満であるため、特段の措置を予定していない。  
なお、今後、鉄軌道事業者の取組状況を踏まえて、措置の必要性を検討していきたいと考えている。

担当部署等名	
鉄道事業者又は軌道経営者	広島電鉄株式会社
都道府県	広島県交通対策室
市区町村	広島市道路交通局都市交通部